



2026年6月1日

各 位

会 社 名:東京エレクトロン株式会社  
代表者名:代表取締役社長 河合 利樹  
(コード番号:8035 東証プライム市場)  
問合せ先:コーポレートガバナンス部長 真藤 誠  
(TEL 03-5561-7000)

## ISS 社の議決権行使助言に関する当社の見解について

当社が、2026年6月23日開催予定の第63期定時株主総会に上程する「第2号議案 米国カリフォルニア州に居住する当社グループの役員及び従業員に対する、同州会社証券法の特別条件の適用を前提とした当社株式に係る権利付与の承認の件」(以下「本議案」)につきまして、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS 社」) が反対推奨する旨のレポートを発行している事実を確認いたしました。ISS 社の反対推奨レポートに対しまして、下記のとおり、当社の見解を説明させていただきます。

### 記

#### 1. ISS 社が反対推奨する理由

発行予定株式数が完全に開示されていないため、潜在的な希薄化効果が算出できないとして、ISS 社は反対推奨をしております。

(原文)

A vote AGAINST this proposal is warranted because:

The potential dilution cannot be calculated as the number of shares to be issued is not fully disclosed.

#### 2. 当社の見解

本議案は、株式報酬制度等の新たな導入をお諮りするものではなく、既存の制度で想定される以上に発行済株式総数の増加(希薄化)をもたらすものではありません。

本議案は、導入済みの制度におけるカリフォルニア州居住の制度対象者が、同州証券法の定める基準人数を超過したことから、同法の定めに基づき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。株主の皆様におかれましては、現地法令遵守のための必要手続きであり、本議案により希薄化が生じるものではない点をご理解いただき、十分ご検討のうえ議決権を行使いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

#### 3. 各制度の希薄化影響

各制度の希薄化影響につきましては、以下のとおりであります。

なお、制度の詳細は、定時株主総会招集ご通知の参考書類を併せてご確認ください。

##### ① 株式報酬型ストックオプション [新株予約権]

本制度は、2025年6月に開催した第62期定時株主総会の「第4号議案 取締役の中長期業績連動報酬等の決定の件」及び「第5号議案 取締役の非業績連動報酬等の決定の件」としてご承認いただいております。第62期及び第63期定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載のとおり、カリフォルニア州の制度対象者を含めたすべての制度対象者に付与する新株予約権の総数の発行済株式総数(自己株式控除後)に対する割合及び希薄化率は、本制度を継続し、付与可能な最大個数を10年間支給した場合においても3%程度



となる見通しです。

② 株式交付信託

本制度は、3 事業年度を対象期間として、対象期間の最終事業年度の業績目標達成度等を踏まえ、株式交付信託を通じて対象者に当社株式を交付するインセンティブプランとなります。2025 年 7 月 31 日に公表した「国内外の当社グループ役員に対する株式交付制度の継続に関するお知らせ」に記載の、2025 年 8 月 1 日を制度開始日とするプランでは、業績目標達成度が最大となった場合、約 27 万株（発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合：0.06%）の交付が予定されておりますが、運用に必要な株式はすべて株式市場から取得しており、実際に交付がおこなわれたとしても希薄化は生じません。さらに、仮に、今後 10 年間、本制度を継続し、交付予定の株式を、新株発行や当社が保有する自己株式から充当した場合においても、希薄化率は 1%程度の見通しです。

③ グローバルでの従業員向け当社株式購入プラン (Global Employee Stock Purchase Plan)

本制度は、海外子会社の従業員が自身の給与の一部から拠出する金銭と会社のマッチング拠出を原資とし、当社株式を購入する制度でございますが、購入は市場買付のみとなりますので、希薄化は生じません。

以上により、各制度を今後 10 年間継続した場合における希薄化率は、付与済みの新株予約権の未行使分（発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合：0.26%）を含めましても、最大 4.5% 程度の見通しであり、ISS 社が定めるガイドラインには抵触しないものと認識しております。株主の皆様におかれましては、本議案の趣旨や本制度の内容等について、今一度ご確認いただき、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

以上